

島原市報道資料

平成26年7月16日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止期間の変更について

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更を行うこととしましたので、お知らせします。

記

指名停止 業者名	隔測計装（株）長崎営業所 諫早市貝津町 1 1 1 7 - 4	指名停止の期間 変更後	平成 2 6 年 5 月 2 6 日から 平成 2 7 年 2 月 2 5 日まで 9 ヶ月間
		指名停止の期間 変更前	平成 2 6 年 5 月 2 6 日から 平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日まで 7 ヶ月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第 4 条第 5 項（別 表第 2 第 2 号 贈 賄）該当		南島原市発注の下宮中継ポンプ場施設整備工事（電気）において 隔測計装（株）の代表取締役、社員 2 人が公契約関係競売等妨害容 疑で逮捕されたため指名停止措置を行っていたが、その後の捜査に より、同市発注の下宮中継ポンプ場施設整備工事（電気）他 3 件の 工事において同社の落札を承諾すると見込まれる業者を指名し最 低制限価格を類推できる情報を教えてもらった見返りに同市の前 市長に現金を渡したとして、平成 2 6 年 7 月 1 日、贈賄容疑で長崎 県警から同社の代表取締役、社員 2 人が再逮捕、新たに役員 2 人が 逮捕されたための措置。	

以上



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 契約管財課

契約検査班 谷口修二

電話：0957-63-1111（内線263）

E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp